

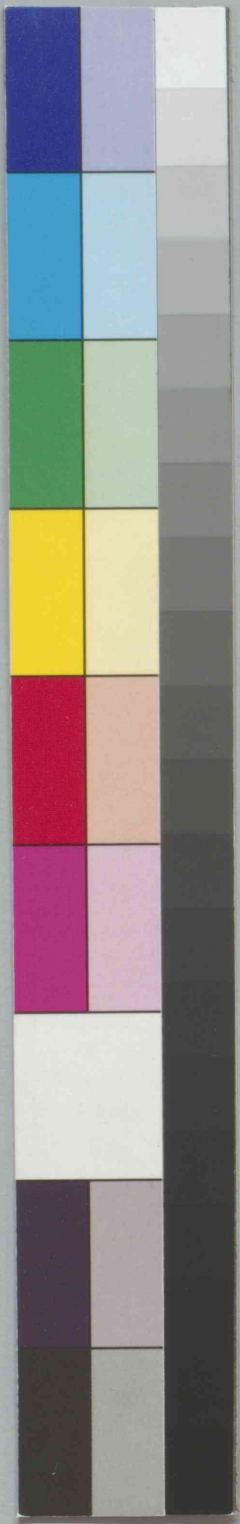
比例代表法ノ研究

我國ニ於ケル比例代表論 第六輯  
比例代表法ト選舉區制 第七輯

國政研究會

昭和八年六月

群馬県立図書館  
中島文庫



比例代表の研究 第六輯

昭和八年六月 日

我國に於ける比例代表論

國政研究會

6377

注意事項

- 資料は大切に扱ひましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
前橋市日吉町一丁目14-8  
電話 (0272) 3008 番

我國に於ける比例代表論

目次

一 我國に於ける比例代表論の沿革  
二 比例代表に對する各方面の提案

イ 小野塚博士案

ロ 美濃部博士案

ハ 森口博士案

ニ 藤澤博士案

ホ 江木博士案

ヘ 内務省案

ト 内務省案

チ 齋藤隆夫氏案

一

九

九

一〇

五

一七

九

一九

二二

二七



## 我國に於ける比例代表論

### 一 我國に於ける比例代表論の沿革

我が國に於ける比例代表制の論議は決して新しいものではなく、一部では國會開設以前から論じられてゐた。

明治十三年七月、文藝雜誌には、現枢密顧問官鎌田榮吉氏が單記移讓式比例代表法に類する意見を、既に發表せられてゐる。又明治二十年に星亨氏は「國會要覽」の中に、ヘア式比例代表法を紹介して、これを「基人代表即ち準數選舉法」と唱へて、この選舉要式が多數代表の弊を匡正し得るのであることを述べた。その翌明治二十一年に發刊された池本吉次氏の「國會」にも、ヘア式比例代表法を紹介してゐる。勿論、是等は比例代表法に對する全般的な研究でないことは言ふまでもないが、この當時から、一部の人口によつて比例代表法が研究せられてゐたことを證明する。

ものである。

降つて、明治三十三年の第十四議會（山縣内閣）に政府から大選舉區單記投票制の選舉法改正案が提出せられて、衆議院の委員會では、これを小選舉區に修正して、本會議に報告した。この委員會の小選舉區修正に反對して、時の政府委員、内務省典官一木喜徳郎博士は、大選舉區制を直執して次の如く辯明してあり。

大選舉區にて即ち府縣をもつて、一選舉區にして、而して單記の法を用ひますことは、府縣内の名望の人士を擧げますると、それから、比例代表の趣旨に達し、また、選挙の弊、甚むるを防ぎます爲に、その制度は極めて必要でありと信じて居るべきであります。

（明治三十三年一月二十九日  
第十四議會衆議院議事速記録）

一大博士が「比例代表」と言ったのは、どう云ふ意味であったかは不明であるが、兎に角少数代表法が考案せられ、同時に比例代表も人の関心をひいてゐたこ

とは推測せられる。

帝國議會に比例代表法案が初めて提出せられたのも、この第十四議會であつて、提案者は未成年者禁酒法で鳴りた故根本正氏であつた。同氏は第十一議會に於て、所謂「公平選舉法」を主張するの質問をかけたが、更に第十四議會に、政府の大選舉區單記法案が提出せられたとき、自ら「公平選舉法」として、*Effective* *voting* 又は *Proportional Representations* の譯はうと言ひ、同法案の説明に於て、尤の如く述べてあり。

公平選舉法と云ふものは、是までの選舉法を請へ、此世界で弊を取り除き、其の上出来た法案であり、實は此右に出づる法案と言ふものはないと自信して居る譯でございます。

（明治三十三年一月十五日  
第十四議會衆議院速記録）

更に外國の例なども引いて、比例代表を主張したが、一般議員の理解を欠いて、政府提出の選挙法改正案と同一委員に付託されたが、大した論議の對象とはならず、政府案の成立と共に消滅して、中間からも顧みられなかった。提案者も素より実行を期しての主張ではなかったであらう。

二

比例代表制に一般的に人口が関心をもつやうになつたのは、諸學者の研究により紹介せられてからのことであつて、學界に於ては、故井上密博士が内外論叢の第二巻で「選挙論に就て」と題して此問題を取扱はれ、又大正元年には、野村博士が法學新報に於て「多数代表の選挙制度と少数代表の選挙制度」の名の下に之を説明し、更に同博士は大正七年同八年に亘つて國家學會雜誌に初めて「比例代表法」の名の下に、此方法を極めて詳細に論じられた。我國に於て比例代表を理論的に最も精細に扱つた最初の論文であつた。

それ以來、諸學者により研究は進められて、大正十四年に森口博士は包括的研究として「比例代表の研究」を公にせられて、名簿式比例代表法を主張せられ、其他小野塚博士は「六大都市に於て直に單記移讓式、比例代表法を実施すべし」と主張し、美濃部博士は名簿式を提唱し、その他、學者によつて意見が發表せられた。學界のみならず實際界に於ても、相當の賛成者と言ひ得て、例へば江木翼博士は大正十三年に「比例代表の語」を著して、單記移讓式を主張せられ、又藤澤博士は極力名簿式に反對し、所謂「補正式」比例代表制を考案せられた。

大戦後、歐洲の諸國が率々比例代表制を採用するに及んで、我國に於ても亦漸次比例代表法を採用せんとする實際的傾向が明かに現はれて來て、前記の學界、實際界の人口の研究、紹介と相俟つて比例代表法の研究は著しき進展を遂げた。

かうした情勢によつて、我國の比例代表法は、その実行期への第一歩を踏入れ、政府に於ても亦法制審議會に於ても、屢々論議さるゝところとなり、既に普通選挙実行にあたり、政府が法制審議會に於て、選挙方法に於て改善すべき点を一般に審議せしめたる際に、この比例代表法の採用は、重大なる論議の的となつて、小野塚、美濃部の諸氏によつて主張せられた速行説は否決せられたが、  
 『成るべく速に衆議院議員の選挙に採用せられんことを希望す』  
 との決議が通過して、答申するに至つた。

昭和六年末に大養内閣が成立して一層この問題は現実味を帯びて、首相は比例代表賛成意見を新聞に發表し、内務省に於ては考究の結果「個人本位を加味せる名簿式比例代表法」を同省案とする傳へられて、一時は具体化して、その成案が議會に提出せらるゝの運びに至る氣運すら新聞紙の上で見受けたが、大養氏の逝去と共に、その熱意は衰へてしまつたやうである。一方民政黨にては、

斎藤隆夫氏案に基くものと言はれる「單記總合移讓式」を委員會に於て審議の上決定し、政友會に於ても、此に關する小委員を作つて起案した。民政黨は更に昨七年十一月、幹部會に於て、比例代表法の實現を期する爲、九の決議を爲して山本内相と折衝した。

政府は法制審議會を督勵して、速に比例代表法を骨子とする選挙法改正要綱の答申を求め、その法案を次期議會の初頭に提出せられんことを望む。

越えて第六十四議會に於て、齋藤内閣によつて、衆議院議員選挙法中改正法案が提出せられて、議員より数次比例代表に關して質問があつたが、政府は比例代表法は法制審議會に諮問中であるから、答申を得た上で審議すると答弁して、此に對する態度を明瞭にせなかつた。



二 比例代表に對する各方面の提案

(1) 小野塚博士案

現代政治の諸研究

六大都市に於て直に單記移讓式の比例代表法を實施す(一)

予は理想として比例代表主義の成るべく徹底的に行はることを希望す。

従つて選挙區は成るべく大に又投票の方式は名簿式に自由組合(

*Parochial*)を許す方式を 現行佛國法(第一次に多数當選主

義を採り之に配して第二次的地位を比例代表主義に認む)以上に

一貫して採用するを以て、英國風の單記移讓式及独逸風の嚴定

名簿式方も一層優ルりと信ずる者なり。とルビ我國現状に於

て比例代表を施行せんと欲せば、選挙區は中選挙區と爲

一、所かも先づ六大都市に限りて單記移讓式を採用するを以て、最時宜に適するものと爲す。而して此範圍に於て迅速に比例主義を實現して以て其良好なる成績を天下に示し、然る後成るべく速に之を全國に施行するは、普通選舉に伴ふ所の必要なる選舉法上の改良なり。選舉法の進歩を欲して、而して單に普選實施に止まりて比例代表に及ばざるは恰も画龍に点睛を怠るが如し。

(四) 美濃部博士案

現代憲政評論

嚴格拘束主義名簿式比例代表法の提唱

一、選舉制度に於て、法律上に政黨を公認し、殊に選舉が個人間の争ではなくして、政黨間の争であることを公に兼認すること。

政黨が實際に政治上の主要の勢力を爲し居るに拘けらず、法律上には政黨の存在が全く無視せられて居る。それは憲法制定前後の時代に於ける政黨を敵視した官僚的思想が、今尚其の影響を殘して居る爲に外ならぬ。衆議院の議事に関しては法律の文面に於ては尚政黨の存在を認めて居らぬけれども、慣習法上には、議員の座席の定め方、議員の控室の分配、委員の選び方、議事の順序、その他に關する各級交渉會の組織権限に付、實際上の必要上に基いて法律上にも漸次政黨を公認することに傾いて來て居る。独り選舉制度に於ては、選舉の争が政黨の争であることの政治上に最も顯著の事實が、法律上全然無視せられてゐる。

一  
國法の政黨に對する此の如き無視の態度は、政治の實際とは甚しく懸け離れて居るもので、國の政治を左右する最も重要な分子を全然法律の規律の外に置いて居るものである。

政黨政治の弊害を除くが爲の第一の前提としては、自らは政黨を或る程度に追法律の規律の下に置くことを必要なりと信ずるもので、殊に選舉制度に於ては、法律上に政黨を以て選舉競争の主体にらむることが、選舉運動を清淨ならしめ、選舉の結果として正確に國民の意向を反映せしむる爲の第一要件であると信ずる。

二、各選舉人を各候補者個人に投票せしむるの制を改めて、政黨に投票せしむるものたらしむること。

現在の選舉制度に於て、選舉に多くの費用を要し、又其の結果が正確に國民の意向を反映するを得ない主たる原因は、投票が個人に對する投票であつて、政黨に對する投票ではなく、隨つて又各個人の候補者が個人として夫の自己の爲に運動せねばならぬことに存する。

自らの主張せんとする所は、個人に投票せしむる。從來の制度を撤廢し、政黨に投票せしむるものたらしむるに在り、其結果として期待し得べき処は、第一に選舉運動の費用を著しく節減し得ることである。第二に各政黨に對する國民の信頼の程度が如実に選舉の結果に現けらる。

三、選舉區の區別を撤廢し、全國を統一して選舉を行ふものたらしむること。選舉區の制度は從來の如く、選舉に依つて議員たりべき人を定めんとする制度の下に於ては、實際上己むを得ない必要であるけれども、衆議院が全國の代表者であつて、各地方の代表者の集まりでないことの本來の趣意から言へば、その目的に適しないもので、之が爲に各議員が動もすれば國の利害も地方の利害を先り、自分の選舉區の利益の爲には國家全体の利益を犠牲にすることを憚らざるの弊を生じ易い。

之を選挙人が單に政黨に投票するものたらざらば、選挙區の制度は全く不必要であり、全國を通じて投票を計算し、以て選挙の結果を定むることか甚だ容易である。

四選挙を毎年一回施行するものたらざらざること、

選挙をして四年間に僅に一回行はるゝものたらざらざりて居るのは、政黨に對する國民の監督をして効果薄弱のものたらざらざる缺點ある。唯從來、如く選挙運動に巨額の費用を要する制度の下に於ては、それ以上頻繁に選挙を行ふことは實際上望むべからざる所であつたが、國民の選挙をして單に政黨に投票せしむるみに止むるならば、特別なる選挙運動の必要なく、毎年一回之を舉行することは、必ずしも困難ではない。私は毎年の年中行事として、毎年の通常議會の開會後凡そ一月以内に於て一定の期日を定めて全國一斉に之を行ふことを主張したいと思ふ。

之に依りて政黨に對する國民の監督が迅速且つ有效に行ける、を得て、政黨の罪惡と不信用とは、直に選挙の結果に反映することとなり、政黨政治の弊を抑止することは、著大の効果が有ることと信ずる。

(ハ) 森口博士案

改造十卷四補

各等式移讓法

一、下抹法と同様全國を約四百の一區一入（例外として二人）制の小區（開票區）に岐け、各候補者は必ず其の何れかを擇んで立候補の届出をなすこととする。又右の外に補充議席を約六十設け、議員總数を約四百六十とする。

二 右の如き小區（開票區）を五ツ六ツ結合して一單位として選舉區を作ること。各黨派は此選舉區を基礎として、其候補者名簿を作成する。但各黨派共、其立候補した小區（開票區）に於て用ふる候補者名簿の先頭には、其區から立候補した候補者を特書し、他はイロハ順とする。

三 選舉人は各黨派毎に別の一体を爲す右の如き候補者名簿に就き、或る候補者を擇んで、投票する。而して其投票は各黨派の得たる票として計算せらる。即ち名簿式比例代表法である。

四 投票が終つたならば、各黨の得票を各選舉區毎に合計し、各黨に對し、先づ其得票に比例して議席を分配し、次に同一黨派に属する候補者の當選順位は、最も多くの指名投票を得たる候補者から順次當選することとする。

五 最後は各黨派の得たる票数を全國的に計算し、各黨に對し比例例的に分配せらるべき議席数を、議席總數（四百六十）に就て算出する。

而して既に各選舉區に於て、各黨派に分配せられたる議席数の合計と議席總數とを基礎とするは、分配せらるべき各黨派の議席數との差は補充議員の中から更に各黨派に分配せらる。此場合には、全國の各開票區を比較し、其派に最も多くの投票を爲した區から立候補した候補者が順次當選するものとする。

(二) 藤澤利喜太郎博士案 總選舉讀本

補正式比例代表法

現在の選挙方法と其儘襲踏

一 普通議席の外に一割内外の補正議席を設ける。

一 党派別得票数と党派別當選者の数と割合に不均衡が發見

せられたときに、その不均衡を訂正するやうに補正議席を割當てる。

一 補正議席の割當方法

先づ補正率といふものを算出する。次点者地位の得票を當選

者末位の得票数で割る。併して党派別に補正率順に列へた

落選者表を作る。そして各党派から補正率順により當選者と

出す。

(木) 江木 颯、博士案

比例代表の語

單記移讓式比例代表法

比例代表の方法中單記移讓式方法の頗る公正なる結果を示すものであり、且つ最も我國情に適するものと信ずる。

(ハ) 内務省案

昭和七年五月十一日東京朝日新聞

個人本位を加味せる名簿式比例代表法

内務省では法制審議會に提出すべき選挙法改正案に付て調査審議の結果、個人本位を加味せる名簿式比例代表法を採用するを妥當なりとの事務當局の意見一致を見るに至った。

單記移讓式はその手数が繁雑であつて、投票の数の多い我國では到底これを實施し得ないので、團體主義、政黨主義に徹底した名簿式も取り方が餘程簡單であり、理論的でもある。而して名簿式比例代表法採用の結果は、選挙が政黨本位となり、選挙民が政黨の政綱政策によつて政黨に投票する為、

一 政見本位は徹底し、個人闘争につきものの、投票買収、戸別訪問等の選挙犯罪が減少する。

一 選挙ブローカーも漸次絶滅して選挙費用も軽減す。

一 選挙民の意思を如実に反映せしめ、死票を少くし、有為の人物を議會に送り得る効果あり。

として現下の選挙革正策としては最も適當と確信してゐる。

而して我國の實情から見れば、選挙には兎角一騎打の興味に伴ひ、俄に團體主義に徹することは國民の選挙氣分には適合せず、選挙の

興味と昂奮とを激減する所がある。個人主義を取り入れて、個人主義を加味せる名簿式比例代表法を採用することに決定した。その方法としては、

一 政黨の提出せる候補者名簿中の任意の個人に對して投票を行はしめる。

一 得票總数の計算は政黨名簿を一票として数へる。

一 當選者の決定には、個人の得票順位による方式案も考へてゐるが、その組合せに付ては、各般の事情を考慮して研究する。

一 大体府縣を一選挙とし、その端数を整理するため、更に國選挙區を設け、所謂二重選挙區を取ることを適當と見てゐるが、更に研究する。

(1) 内務省議で決定の比例代表法要綱

昭和七年七月廿七日  
東京日々新聞

一、比例代表法總論

本法案は比較的簡單なる手續をもつて、各政党の得票数と選出議員数との間に適當なる均衡を得せしめ、もつて比例代表の目的を達する爲、名簿式比例代表制を採用すると共に一面に於ては我國の現状に即し、各選挙人に對し議員候補者に関する人の選擇をり得べき餘地を残さんとするものにて、この趣意に基き、瑞西聯邦その他に於て行はるる、ハーゲンバツハ、ビシヨツプ式比例代表法を骨子にして或る程度まで選挙人が議員候補者に関する人の選擇をり得べき途を開きたるものなり。

二、選挙區制及議員定数

1. 全國を府縣單位の選挙區に分割す（一選挙區の議員定

数を五名乃至十名とし定員十一名以上の府縣は二選挙區又は数選挙區に分つ）

2. 各選挙區に一定数の議員定数を設く。

三、議員候補者名簿の提出

1. 各選挙區に於て、各政党より議員候補者名簿を作成して提出せしむ（選挙期日前十日迄に届出でること）

2. 議員候補者名簿に記載し得べき議員候補者数は法定制限を設くるも、その當選順位はこれを付せしめず（法定制限は一選挙區の議員定数とす）

四、投票の方法

1. 選挙人として各選挙區に於ける議員候補者名簿に記載せられたる者の中一名に對し投票（指名投票）を行はしむ。



ロ 投票は記簿主義による。

五 議席の分配及當選順位の決定

イ 各議員候補者名簿に記載せられたる議員候補者の取得したる投票の数（指名投票の数）の總計を以て當該名簿の得票数とす。

ロ 各名簿に對し、當該名簿の得票数を基礎とし、所謂ハイゲンバッハビシヨップ式議席配當法に於て議席の分配とす。

ハ 當選の順位に關しは各名簿に記載せられたる各議員候補者の得票数（その取得したる指名投票の数）の多少による。

六 缺員補充方法

イ 繰上げ次順位者補充主義による。

ロ 繰上げ補充を行不得き次順位者存せざるに至りたるときは、原

則として、當該議席はニルを空席とす。

ハイゲンバッハビシヨップ式議席配當法要領

一 單純當選又ハドループ式當選点の計算法を以て、先づ各名簿に對する議席の配當基数を算出すること。單純當選点とは、

$$\frac{\text{各名簿得票總數}}{\text{議席數} + 1} + 1$$

の公式を以て配當基数を算出する方法なり。一かして單純當選点を用ふると、ドループ式當選点を用ふるとは議席配當の結果に於ては同一なるも、ドループ式當選点を用ふれば、殘餘の議席配當手續を省略し、又はこれを簡單に爲し得る場合多し。

二 配當基数を以て各名簿の取得せる有效投票總數を除し、よつて得たる商（端數を除く）に相當する數の議席と各名簿に對

一 配當すること。

三 以上の手續により、配當し得ざる議席と残存するときは、各名簿が既に配當を受けたる議席数に「1」を加へたる数をもつて、各名簿の取得せる有効投票總数を除し、その結果として生ずる各名簿の一議席當り平均投票数と審査し、その平均得票数の最大なる名簿に對し、議席（残余議席）一個を付すること。

四 第二回の議席配當に於て、尚配當し得ざる残余議席を存するときは、その残余議席を配屬し得るまで同様の手續を繰返すこと。

(チ) 齋藤隆夫氏案

- 一 選挙区は大体现行法の中選挙区制を維持する。
- 一 投票は單記制により、候補者個人に對して行ふ。
- 一 開票に際しては各候補者の得票を各政党政派毎に総合計算して、その合計を各政党政派の得票数とする。
- 一 法定當選点に達しない得票は総合計算から除外する。
- 一 各政党政派は定員以上の候補者と公認することを得ない。そして非公認候補者の得票はその党派の総合得票数に算入しない。
- 一 各政黨に當選者割當するにはドント式による。
- 一 各黨派内に於ては、最高の得票を有するものから順次によつて割當てられた議席数だけを當選者とす。

(11) 政友會委員會案

昭和七年八月十一日  
時事新報

政友會。選舉法改正特別委員會は小委員會を作り牧野、木村両氏を起草委員とせしめ、通し起案した。

(前略)

第三 選舉方法

一 比例代表制を採り單記綜合移讓の方法をとる。

第一案 自署式移讓主義

第二案 名簿式移讓主義

(一) 政黨より順位の定めなき候補者名簿を提出すること

(二) 公認候補者数に公認以内とする事

(三) 當選者及び其の順位は比較多数に依ること

(四) 各政黨政派の當選者数に各候補者の得票数を各政黨政

派毎に綜合し之をドレット式若くはハーゲンバツハ式計算表に依り計算す。

(五) 一人一票單記無記名

(六) 投票の方法に付ては

第一案 自署主義

第二案 標識主義

(七) 法定圈外票の得票に付ては

第一案 切捨主義

第二案 計上主義

(12) 民政黨の新政策基礎要綱

民政六卷八號  
昭和七年八月一日

政友部委員會第一次報告

委員 齋藤隆夫——鈴木富士弥——添田敬一郎——  
一 菅房次郎——松本忠雄——山井儀重、諸氏

目下民政党政務調査會に附議せらるる近くその決定を見ると同、  
時、民政党の新政策として發表せらるる筈。

### 比例代表

- 一 比例代表制撰擇は尤の標準によること
- イ 合理的なるべし
- ロ 投票及當選者確定計算法は簡明なるべし
- ハ 政党主義と人格主義とを調和せしむべし
- ニ 一選挙區の議員定数は大体に於て五名乃至九名とす。即ち大  
多数の縣は一縣一選挙區とし、北海道、三府及議員定數十

名以上の縣にして、地方の情勢に依り特に分割と便宜とするものは二  
選挙區又は數選挙區とす。

- 一 投票は一人一票とす。
- 一 各政党、政派の公認候補者は其旨と連名届出づるものとす。  
但各政党、政派の公認候補者の数は其選挙區の議員定数を  
超ゆることを得ず。

一 當選者の決定は尤の方法による。

イ 各政党、政派の公認候補者の得票数は夫々各政党、政派別に  
總合計算す。但得票数法定當選得票数（選挙法第六  
十九條第一項但書）に達せざる候補者の得票数は之を合算せず。

ロ 各政党、政派候補者中當選すべきもの、数は右合算せる各政  
党派派候補者得票總数に比例して所謂ドント式計算法  
に依りて算出す。

ハ 各政党政派候補者中得票数多きものより順次前項に依つて算出せられたる各政党政派の當選者数まで當選者と定む。

ニ 独立候補者はドント式計算法による當選得票数を得たるもの當選とす。

(ル) 民政黨

昭和七年五月十日東京朝日新聞

單記總合移讓式比例代表制

民政黨は九日午後選舉法改正特別委員會を開き過半來の審議に基き尤の單記總合移讓式による比例代表制を採用することに決した。

單記總合移讓式比例代表制

一 選舉區は議員定数大体五名乃至九名をもって一選舉區とす。

一 投票は一入一票とす。

一 各政党政派の公認候補者はその旨を連名届出するものとする。但各政党の公認候補者数は其の選舉區の議員定数を超過するを得ず。

一 當選者の決定は尤の方法により。

イ 各政党政派の公認候補者の得票数はそれぞれ總合計算す。但し得票数法定當選数に満たざるものは合算せらる。

ロ 各政党政派候補者中當選すべきもの数は所謂ドント式計算法によつて算出す。

ハ各政黨政派候補者中得票数多きものより順次その政党政派の當選者数迄當選す。

ニ選舉公営口実行可能なる事項に限る漸次実施するの方針をとる。

(オ) 選舉肅正同盟會案

昭和七年五月廿日  
中外商業新報

丸山鶴吉、前田多門、上田貞次郎、関口一郎、田澤義鋪氏等を中心として組織されてある選舉肅正同盟會は、その研究立案したものを『選舉法改正意見書』として去る五月二日、齋藤首相始め各大臣その他関係方面に建白、その実現を期した。

その要綱九の通である。

一 比例代表制の採用

比例代表制の方法に就ては、大体名簿式と單名移讓式との折衷を採る、即ち一面比例代表の趣旨を達成するが爲め、政党本位に當選者の数を決定し、他面代議士と選舉民との人格的關係を尊重する爲め、その順位の決定は個人所得票の多寡に依ること、せり。かくて名簿式、長所たる政黨の政策に對する國民の賛否を明かにすると共に、政黨の内部に於て、當選の順位を決定するに伴ふ弊害を除去し得べしと信ず。その細目九の如し。

A. 當選点の決定

當選点は全國有権者總数より、一定の棄権数を減し、之を代議士の現数四六六にて除して得たる数を基準として定む。假に第二

国普選の實際を計算すれば、二萬三千餘票となる。即ち二萬三千票を以て當選点とするを得べし。選挙権年齢低下の場合も、代議士数は現行制度により、以上の方法を以て算出すること。

### B. 選挙区

選挙区を第一次と第二次に分つ。第一次選挙区は道・府・縣、第二次選挙区は國とす。當選点に充たざる端数は之を全国的に集算し、同一党派の候補者の内、前項定むるが如き順位に従つて當選者たらしむ。

### C. 候補者

候補者は第一次選挙区に於て、各政黨より届出づべきこと。但その選挙区の有権者總数を當選点によつて除して得たる数を超過するを得ず。かくの如くすることによつて候補者濫立の弊を避くる

ことを得べし。

### D. 投票票

投票は單記無記名の方法による。或は各黨別の候補者名簿中の一人に記號を附し、爲さしむるも可ならん。

### E. 當選者の決定

1. 第一次選挙区（道・府・縣）における當選者の決定は、先づ候補者の得たる投票数をその属する黨派別に集計し、その数と當選点を以て除し、その得たる数を以てその党派より選出するべき當選者の数とす。次にその黨派内に於ける當選者の順位は、その黨所屬の候補者の個人的得票数の多寡により決定す。

2. 第二次選挙区（國）に於ける當選者の決定は先づ第一

次選舉區における各派の端数（當選点に充たざるもの）を全國的に集計し、之を當選点を以て除し得たる数と以て各黨の當選数とす。次に全國の各選舉區と通して、その党所屬の候補者にして、第一次選舉區の當選者となり得ざりし者の中、個人所得票の最も多きものより順次之を採擇す。

（後 略）

三、比例代表に對する各方面の意見

(イ) 犬養首相車中談

昭和七年四月十四日  
中外商業新報

選舉法も改正したいと思つてゐる。問題は死票を無くすること、少数党でも出らぬこと、金の要らぬ事が主なる事柄だ。それには比例代表がよいが、その比例代表の選舉區をどう云ふ範圍にするかといふことが一つの問題であるが、それには人情風俗といふことも考慮せねばならない。

(ロ) 鈴木内務大臣の選舉法改正私見

昭和七年五月四日  
時事新報

（前 略）

比例代表制を採用するにせば勢ひ區制の問題に觸れるが、苟も



之を採用するからには、大選挙區制でなければならぬと思ふ。但し大選挙區と云つても日本全國を一選挙區とするものから、各府縣と單位とするもの等色々あるであらうが、自外一箇の意見としては、日本全國を選挙區とするが如きは、所詮不可能であつて、結局府縣を單位とし、三府五縣の如き大府縣だけを二又は三に分けることが最も適策であらうと思ふ。

四〇

(八) 衆議院議員加藤久米四郎氏

政友 三八二號

一、比例代表制度の採用

普通選挙制度の下に於ては彼の英國の如く小選挙區制を採用することも亦一策。然らざれば大選挙區制に改め、現在の如き、賤

賤なり中選挙區制は断然廢止すべきである。而して大選挙區制を採用すれば所謂比例代表制を以て理想とする。比例代表の中に於ても、彼の名簿式移譲は各政党を溢出せしめ、却つて政界の腐敗を助長せしめる懼れがある。故に寧ろ其弊害の比較的歎き單記委託式を採用するを以て捷徑とする。

(二) 佐々木惣一博士

改造 十四卷一號 (昭和七年一月號)

(前略)

選挙に當ては、意見を伺はうする多数の人の派が數個出來るのであるが、其の各派が其の勢力に比例して代表せらるゝことが、比例代表である。結局それは政黨の勢力に比例した數の議員を選出せしめることである。

四一

りが、かゝる趣旨を以て設けられた選挙制度も比例代表制といふ。比例代表制度については賛否両説あるが、私の考に依れば疑も無く合理的なものであるから、我が國に於ては將來これを採用すべきである。唯比例代表の實を擧ぐべき立法技術として頗る多くの方法が考へられるのであるから、その何れを以て我が國の事情に最も適するものとするかを慎重に定めなくてはならない。而して何れの方法を採用するとしても、其の趣旨を一般の國民に理解せしめて置く必要がある。且比例代表の制度は、政黨の意味を肯定し、寧ろこれを制度に取入れるのであるから、恰も政黨に對する國民の不信の念の強い今日に於ては、これを國民に納得せしむるには、かなり努力するを必要とする。其の努力の一として、政黨の革正を為すことを怠つてはならない。然れば比例代表の制度を施行するには、相當の準備期間を見て置くべきものである。私の考によれば比例代表の制度を次の總選挙より施行すると云ふことは、實際の情に適しない。次の次、總選挙より施行することとし、それまでを準備期間とする。といふやうな大体の目やすを立てるがよい。さう云ふ段取りの下に、今日調査し決定して置くべきである。然れば、比例代表のことは、勿論今日調査決定して置くべきものであるけれども、今直に政治の改善に役立てるといふ意味に於ては、問題とすることを得るものではない。故にこれを考究し、他方に於て次の選挙からでも実行出来るほどの事項を工夫するがよい。

(後略)

(木) 吉野作造博士

現代政治講話

(前略)

實際問題として比例代表主義の大小に傾聴に値するは言ふ  
道もない。従つて之を採用せざれば大選舉區制に由らばならぬ  
ことは勿論である。併し私一個としては大選舉區制比例代表主義の  
繁雜なるに困或心する方も、他の方面に於ける改革を條件として依然  
小選挙區制に於た方が遙に有利だと考へて居る。猶ほ政羅巴諾  
國に於て比例代表主義の行はるは、特別の事情に出るものなりこと  
を一言して置く。

(へ) 上杉 眞吉博士 (議會、政黨及政府)

(前略)

比例代表主義者は、初めより知れ切つた無駄なる骨折りに従事

一たるなり。

(ト) 南 遼 信 六 臣

昭和七年十二月十日  
東京朝日新聞

自分は比例代表制度に關しては、藤澤博士が法制審議會で  
反對されたと同様にどちらかと云へば反對で、寧ろ小選挙區制論者  
である。

(チ) 比例代表に對する新聞の論評

(a) 選挙區制の問題

大正十三年八月十五日  
東京朝日新聞社説

政府黨三派の普選調査は既に選挙権被選挙権、選挙區と

中選挙区制とする事等大体の成案を得。其選挙区の区劃について  
も、目下各派に於てシハク研究を進めつ、ある筈である。選挙法の改正案  
件口、選挙権、被選挙権、選挙方法、期日等について實は既に議  
論の定まるものがあつて、比例代表法の如きも最近歐洲諸國が之を實  
験したる結果は必ずしも選挙法學者を荷足せしむるものにはあらず。少くも  
尚研究の餘地ありもの、如くである。即ち普選の實施に伴ふ選挙  
法の改正といふも實は問題は如何なる選挙区制を採用するか、及其  
区劃の方法如何に過ぎないのである。然らば選挙区制は如何なる制  
度に依るを最も合理的とするか。小選挙区制は之を歴史的に見る  
も、二大政黨の對立を前提としたる制度で、我國の如く政黨の分野  
が、未だ定まらず、將來新勢力の屈起の期待するも、所に於ては決して  
妥當の制度ではない。とルばとて大選挙区制は選挙区の拡大は  
に伴ひ、多額の選挙費を要する点、是亦選挙法としては一大弱點

たるを免れない。即ち三派の調査會がその中を執つて中選挙区制採  
用の結論に達したの極めて適當の態度と思ふのであるが、而し三派  
の中選挙区制が原則として一區三人制（或は五人）を採用せんと  
するは果して案、宜きを得たるものであらうか。吾人は選挙費を多  
額に要するの弱點を人なくば、選挙区は大選挙区を最も可なりと信  
ずるのである。大選挙区ならば、所謂大人物の當選にも便にして、政黨  
の作戦次第、其處に比例代表制の妙味をも發揮し得る餘地を  
有する。故に若し中選挙区制を採用すべし、其成るべく大選挙区  
制に近きものを選んでこそ、大小両者の中を執つた意義もあらうと信ずる  
のであり。然るに三派案の三人制では現在の小選挙区制と甚だ選は  
ざるが故に所謂大人物の選出には不便で、一方小選挙区制より区劃  
の廣さだけ、選挙費は従つて多額に上ると云ふ事に依り、即ち此の案  
の中選挙区制と云ふも、實は大小選挙区制の短所のみを集むる結

果とすはせぬか、現行の小選挙区制に於て一區三人の選挙区は全國  
 数箇所を數へるが、夫等選挙區が果して如何なる人物を送出し、如何な  
 る人物の選出に最も便利ありて居るか。吾人は中選挙区制に賛成す  
 る。而も同時に夫は大小兩選挙區制、長所を集めた中選挙區制  
 でなければならぬ事を豫め注文せんとするものである。選挙區制の問題  
 に就き、更に一事の注意を要するのは断して所謂ゼリマンダリングを避  
 くべきことである。同一の地域も其區劃の方法如何に依つて非常の不  
 公平を生ずる事とす。若し選挙區制の區劃を爲すに党派眼を以て  
 せんか、折角の普選も民意囂違の上に何等の効果を齎さざる事と  
 なるであらう。今西の別表作製については三派互に案と持寄つて最後  
 の決意をなす筈であると云ふ、三派互に牽制せば、それを一派の專断に  
 委するより比較的公平を期する事ハ出来るかも知れない。而も吾人を以て  
 言へば別表の改正は全衆黨人の手に委ねず、土地の沿革と自然の地

形とに依り、之を事務的に行ふに如くはない。若し然らずして三派各々黨  
 情を異にするが故に、三派の間私に利益を交換して妥協的別表を作製  
 する事しあらんか、吾人は寧ろ歴史の區劃たる大選挙區の舊制に復  
 歸せん事を主張せざるを得ない。選挙區制の問題は普選の實施に  
 伴ひ、爾く重大視を要する事を序ながら一言して三派の注意を喚起  
 するものである。

(b) 比例代表法を主張す

大正十三年十一月三日  
 東京朝日新聞社説

英國今回の總選挙の結果は、吾人を以て英國現在の選挙法に  
 如何に大なる缺陷があるか、議會政治を完全ならしむる上に如何に比  
 例代表制實施の喫緊なるかを痛感せしむるものがある。保守黨が圧倒  
 的多数を占め、労働黨が激減し、自由黨が殆ど滅亡の非運に類  
 したに就ては固より種々の原因が存するであらう。併し其得票数を

見れば、保守黨の七百五十九萬八千票に對し、労働黨は五百五十  
 一萬二千票を、自由黨は三百十萬五千票を獲得して居り、是を  
 前回の選挙に保守黨は五百四十五萬六千票、労働黨は四百三  
 十五萬八千票、自由黨は四百二十八萬三千票を各々獲得したに  
 對比し、必しも非常の不均衡を生じたとは云へない。然るにそれにも拘ら  
 ず一方議席数は激変し、前回の保守黨二百五十六、労働黨百  
 九十二、自由黨百五十八に對し、今回保守黨四百七、労働黨  
 百五十二、自由黨四十一の結果を示すに至ったといふのは、種々なる政  
 党的理由以外、現行選挙法の缺陷が主なる原因たるを証拠立つる  
 ものと云はざるを得ない。思ふに英國現行の選挙法の如く、單記小選  
 挙區の選挙制度に於ては、政治的理由以外、單なる選挙作戦の巧拙  
 乃至は運不運の爲に、斯の如き大地之りを來すのは寧ろ當然であつ  
 て一面より見れば元來單記小選挙區制の目的が一党の圧倒的勝

利にあるとも云ひ得るのである。選挙を公平ならしむるには、投票法以外  
 選挙區の劃分の方法等すべての機會を嚴正均等ならしむることが必要であ  
 る。一かも若し今回、英國總選挙が比例代表制の下に行はれて居つた  
 とせば、各派の得票数に比例し、恐らくは今少くも民意に近い結果が得  
 られたらうことを信ずるのである。

吾人は此れと同一理由を以て我國にも普通選挙の施行と共に比例  
 代表法を實行せんことを主張するものである。普選に伴ふ選挙區  
 制に就ては大体一區三人乃至五人の中選挙區制を採用することに三派  
 の意見が一致し、既に其の區劃に付ても成案を得たといふ。中選挙  
 區制が選挙の機會を公平ならしむる上に於て、小選挙區制に勝るは  
 言ふまでもない。併しながら中選挙區制の下に於て、若し比例代表法  
 を実施せず普通の單記法によらんか、選挙者数の多しだけ、それだ  
 け時の勢力と選挙の巧拙によつて、議會に代表せられざる投票の數

は却つて莫大の教に上ることを考へねばならぬ。今度の英國總選挙に於て果して幾千の投票が無効に投せられたかは詳細なる統計を手にせざる今日ニルを知る由ないが、得票数と議席数の権衡を失せる一事は以て無結果投票の如何に多かつたかを語るものと見るべきであらう。議會政治の要諦はすまの意見がそれく、勢力に應じて議會に代表せらるる所にある。無結果投票の多いことは、其事直に議會政治の危機に導くものなりことを知らねばならぬ。既成政黨を改造し、政名をしてヨリよく國民の實生活に即せしむることは吾人の宿論である。故に吾人は比例代表法を主張するに當つても、所謂名簿式投票法と排して、單記委讓式を採用せんことを主張するものである。單記委讓式からは比例代表法の一缺點とする政黨幹部の専制をも避け得べく、選挙者、自由意思による人物本位に投票して以て、議會の空氣を刷新するの途も爾からうからである。單記委讓式は同時

に普通の投票法又は名簿式比例代表法による。既成政黨の壟斷的傾向をも抑制しよく新勢力の崛起をも可能ならしむる。思ふに議會政治の眞の刷新は既成政黨以外新なる勢力の崛起により、議會の分野を新にする外に途はない。所謂人物本位とは實は已むを得ざる過渡期の一窮策に外ならずして、政治を既成政黨の壟斷より解放するは之と措て他に方法がないのである。選挙法の如き主要法律は其の改正の機會に於て成るべく之を完全にするべく、此が改正を屢するのは國民を政治的に訓練する上に於て成るべく避けねばならぬことである。この意味に於て吾人は今日普通選挙の施行に當り思ひ切つて單記委讓式比例代表法を實施せんことを主張する。眼前の打算より比例代表法に對する可否の論は即ち保留し、「今日之を實施せず」と高唱するや、既成政黨仲間、態度は吾人の断つて排斥せんとする所である。

(C) 比例代表制度

大正十四年七月十七日  
大阪毎日新聞社説

普選実施の方法として比例選挙の採否の議論は、只今我政界を賑はして居る。だが憲政、政友両黨が互ひに比例代表制について、研究し居るのは、之を協調の題目に、やうと云ふ程度のものであると云ふから、其熱は甚だ低い様である。現に若槻首相の如きは、十三日の憲政幹部會に於て、「趣旨は結構でも一般國民に理解され居ないから、當今実施は覺束ない」と述べて居る。また政友本黨に於ては、「未だ黨議として之を纏める迄にはなつて居ない」と云ふ。併し乍ら議員の一人一人に就いて云へば之を熱心に主張する者もあり、猛烈に反對する者もあうから、今後之に對する議論は次第に、盛人になつて来るであらう。現代に於ける人間、進歩に最もあきばしい政治の形態は立憲政治政体である。代議政体と云ふからには、一人前の資格あり國民各個の意志を最もよく代表した議會を作らねばならぬ。之に就ては過去の制限選挙よりも普通選挙の方が遙かによい譯で、我國民は寧ろ普通選挙実施に依つて代議政体の完備に近づきつゝある事を喜んで居るのである。然し乍ら普通選挙を実施しても、選挙民の意志を充分に代表せしめることは出来ない。之が比例選挙と要求する聲の大きい理由である。曾てロンドンのバターシード選挙のあった時

甲 派 乙 派

一區	一四九五票	一四〇六票
二區	一四七五票	一三八六票
三區	一四三九票	一三八三票
四區	一四三三票	一三六七票
五區	一四二三票	一三四七票
六區	一四一九票	一三三二票



と云ふ結果で 甲派は總投票 八六八四票を得て六名、即ち全部代表者を贏ち得てゐるのに、乙派は八二二一票を得ながら、一名の議員とも當選せしめる事が得なかつた事があつた。極端の場合を考へるならば、一方が各選挙區で一票乃至二票（有権者が偶数の場合）づゝ多く得れば全勝となり事が出来るのである。更に極端な場合を想像すれば、甲派は第一區に於て一票をも得ず、然も第二區以下に於て一票乃至二票づゝ多く得れば最小七、〇〇六票を以て五名の當選者を得、乙派は最高九、八九九票の多数を以て、當選者僅に一名と云ふ奇觀を呈するこゝとがあり得る。中選挙區制の下に於ては、斯様な変態は餘程少なくなつけれども、當選者は決して選挙民の意志を正しく現はす譯には行かぬ。此の缺點を矯正し、やうと云ふのが比例代表である。一口に比例代表と云つても多種多様あるが、一般的に云へば合理的當選標準目標を設けて、それだけ得た者と當選せしめ、標準点以上の

超過得票を他の同「黨派」候補者に譲り事として、投票数に應じて、各黨派が應分の當選者を得る方法である。故に之に依つて比較的公平にあらゆる種類の民衆の意志はその代表者を得るのである。故に民意の代表を得る上から云ふならば、理想的選挙方法と云つてもよいが、之には種々の缺點が伴ふ。缺點と云つても此方法に内在的のものでないかも知れぬが、兎も角其端に実行の上に幾多の困難を招くのである。

第一に之が精神と運用とを充分に民衆に理解せしめるには相當の時間を要する。普選法夫自身も次の總選挙に始めて実行されるのでありから、國民は先づ之を充分立派に実行せられる事を急務とせねばならぬ。之が未だ完全に入らぬ中に更に複雑な方法に進む事は早きに過ぎるであらう。第二に比例代表制を用ゐれば、小黨分立の傾向を多量して、強固な長期の内閣を組織し難く、爲に内政は勿論外交の上にも種々の困難を招く。比例代表は決して小黨分立の原因とばかりものでないとの議論も

あるが、既に多くの団体に對して夫の代表を出さしめる機能があらうとするは、之が  
逆に多くの政治的団体を誘起する原因となる事は争はれない。故に此の實  
行に先づ、國民が小党分立の弊を覺知して選挙民も之を敬告し、代表  
者も小異を捨て、大同に就くと云ふ迄の政治的修養は積まなくてはなら  
ない。其他比例制度に對する反對は尚相當に多い。

翻つて改正選挙法を見ると、小選挙区制は改められ、以前よりは民衆の意  
志がよりよく代表せられる事になつて居る。且又之に多少の缺點があつても、そ  
れは何れの党派も均等に被るものである。一方比例制を採つたとしても、内閣を  
組織するものは多数黨である。内閣員の椅子迄も比例を以て分配する  
ものではない。然らば多数が多数を保つ理由と有する間は、比例的毎人以上  
に多数派が有利、地位に立つ事は如何なる制度の下に於ても止むを得ぬ所  
であるから、何處迄も公平を追求する事は單なる理想に止まるとも云ひ得  
る。要するに今日に選挙法が改正されて、未だそれが一面も実施せられない

のである。随つて之がどれ程公平に民意を代表するかは、未だ未知數に属  
するが、今日國民は之に對して多大の望みをかけてゐるのである。比例代表制  
の如きは多少専門的知識を有する者の間に論せられてゐるので、決して未だ  
國民的の叫びてはれない。憲政、政友兩派の如き、之を唱へ出さうとしてゐると  
云ふも單に協調の題目としようとするのだと云ふに徴すれば、甚だしく不自然  
な手段である。尤も外國に於ては、之を採用して居る國はあつたが、立憲政体  
の本家と云へば英國の如きすら、大學選挙區を除いては、尚採用にた  
めらうてゐる程であるから、外國と種々事情を異にし、且普選を初めて実施  
しようとする我國に於ては暫く之を研究し、一方國民の政治的教養の充  
實するを待て、之を實行しても決して遅くはないであらう。

(d) 比例代表と選挙改正

昭和七年四月二十七日  
東京朝日新聞社説

選挙法改正の機運が政府部内にも與黨内にも動いて居る。野党

にも、無論ニルを逆へる用意がありであらう。近く審議會に問題が付  
 識せられる事だけは確実に豫想せられる所でありが、それだけでは國民の興味  
 が動かない。何れ前内閣の選挙修正審議會の多くを論じて、何物をも  
 得たりし記憶が余りにも鮮かであり、審議會調査から如何なる名案が現  
 れたとしても、樞密院が一度冠を曲げれば、選挙年俵低下は馬心か既得権  
 さへ奪つて二十五年以上の學生から選挙権を奪はれば、兼知せぬと言  
 ち程の改正阻止の实例が最近にもあったのである。ニルは前内閣時代の  
 出来事であるが、一からは現内閣から見事にあの難関を突破し得ると  
 云ふ実力実証と國民はどこにも見出せない以上、問題は調査でなくして  
 実現にある事をまづ力説せざるを得ないのである。

昭和政治疑獄に刺激せられて起つた前内閣の選挙修正審議會が  
 既成政党政客家に対する一歩の非難攻撃から暫し身を隠す煙幕であつ  
 たとするれば、今回、選挙法改正は、既に人の口癖にまでなつた議會政治の

行詰り、政党政客不信用に對する一時的防禦の煙幕でない誰が深  
 証し得ようぞ。ニル今より実現を喧しく責めんとする所である。殊に今回の  
 選挙法改正運動に顕著なのは、比例選挙採用を中心として居る点で  
 あるが、前内閣の選挙法修正審議會に置き去りをくつたこの制度が今  
 固一躍華々、脚光を浴びて立たんとする理由はどこにあるか。單に大養  
 首相のお聲が、リといふ等評りてなく、そこに痛切の時勢の反映を見よ  
 りを得ない。元來大政黨の勢力を弱めて、小黨併立の勢を作るに役立  
 つ比例選挙を、大政黨から進んで提唱するに至つたのも、純真なる動機か  
 ら主義に共鳴すると云ふよりは、寧ろ不評判の極にある現在の議會政治に  
 突に角轉換を試みて人氣の一新を計らんとする機略にある。國民が最後  
 までの成行を監視する根氣を有せざる限り比例選挙論も亦政客の  
 慣用手段たる一時逃れの煙幕となるの外はないのである。

元來比例選挙採用理由の重点を選挙費用軽減に置いてお

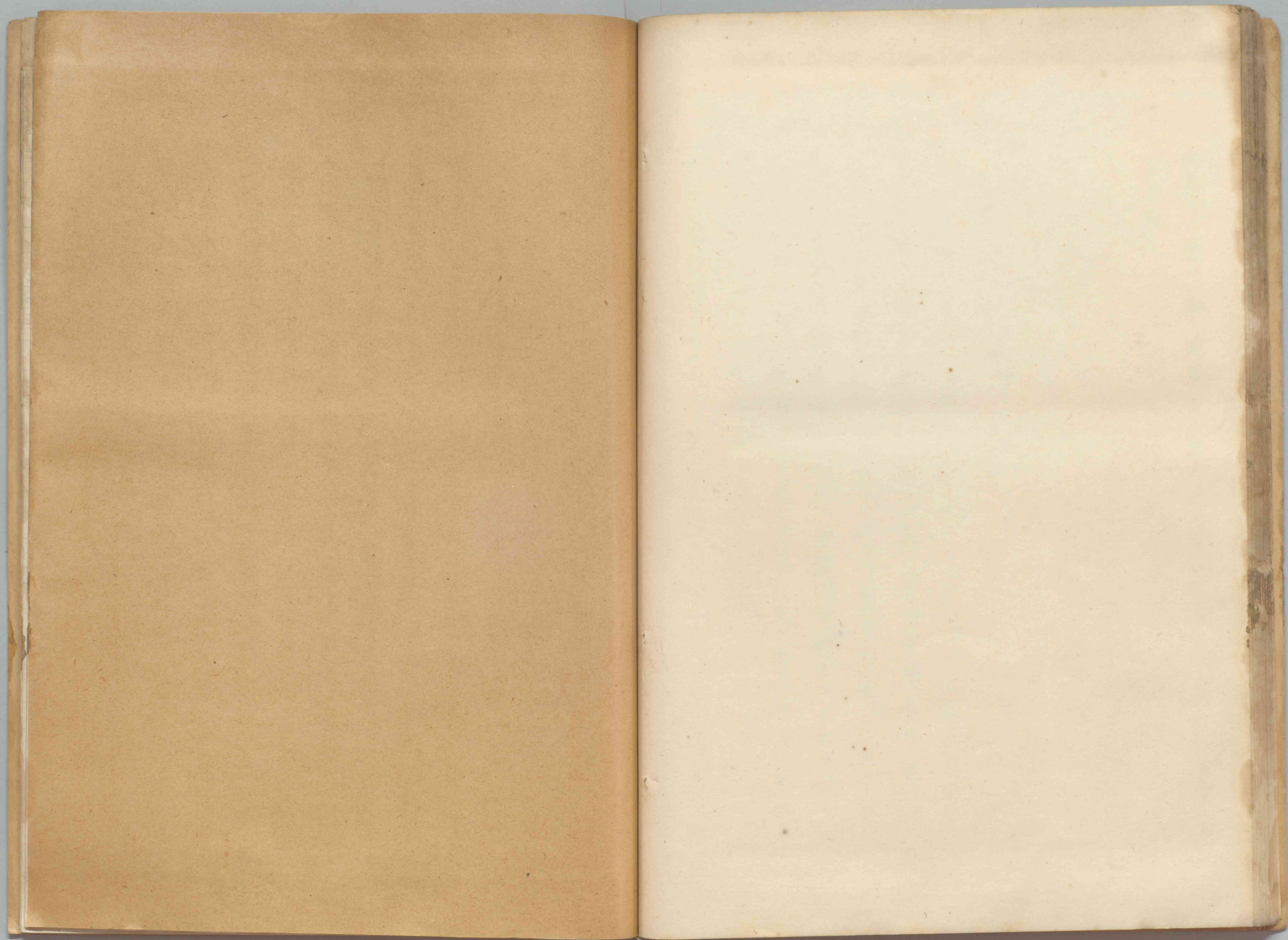
り大養首相等の論議からして副作用と主作用とを混同する或は毒を認めざるを得ない。今日の選挙人根性や政黨根性などを矯正せざる限り、單に人から党へと選挙目標を変更する位で、買収、弊害が矯正できぬものとは思はれない。比例選挙は別の理由から、支持する價値があるが、當面の金のかけぬ選挙を期する上からは、選挙費公開方法の徹底や、選挙公営等、手近な方面に有効道切の方法を講ずる餘地があり、又取締の公正を期する上から、選挙警察の独立は是非実現さすべきである。改正の方案は決して火きを憂へぬが、實現の障害は常に改正案を練る當事者たる議員その人にある。例へば現行選挙法百三十六條に於ける選挙事務長の重要な選挙犯罪の場合に候補者の當選を失効せしむる連帶責任規定の如き、「但し選挙事務長の選任及監督に付相當の注意をなしたる時は此の限りにあらず」の但書によつて骨抜きとせられたのは、みな此れ議員側からの自己防衛上の挿入規定であるのに鑑みて

も道は却つて近きにあり、何を顧みて他の比例選挙法といふやとの感に耐へないてある。

一か他面比例選挙の機が日増しに熟しつゝある事は争へない。大政の弊害は餘りにも顯著なる今日、清新な新團體に生起の機を興ふるは、政界革新の有効な切札でもあらう。一か我國情は比例選挙によつて過度な小党分裂のために拾收の出来ないやうな事態を起す懸念もまづないと見られる。かたぐその實現に着々と歩を進むものは賛成であるが、何れその具体的方法としても、西洋において三百以上もあるといふ程のもの、殊に我國情に即した改正案については、慎重の継続的調査を必要とする。一方個々の選挙改正具体案は上述のもの外、たゞ論議の通り補欠選挙制限や、無投票區制度に關する不合理矯正等と共に、是非とも来る通常議會において、提案實現を期成すべきものがある。比例選挙は異議がないとしても、例の産業五年計畫同様、看板のみ大きく、吾間を煙

にまいて、遂に一幸の改革すら遂げずに終る幸のきゆる。豫め注意して置  
しめてある。

六四



比例代表の研究第七輯

比例代表法と選挙區制

昭和八年十月

國政研究会

政府は来るべき第六十五議會に比例代表法案を提出すべく法制審議會に對して同案の審議を要求し、法制審議會に於ては特別委員を設けて、内務省案、齋藤案、森口案、阿部案、松本案其他の草案に付て審議を進めた、然るに審議の進むに従ひ孰水の案も一長一短ありとして、所謂折衷案迄も作製せられたが、未だ何等具體案を得られないうである。

謂ふまでもなく、比例代表法の主たる目的は總ての選舉人の投票を成るべく有効に役立たしめるに在る、言ひ換へれば死票を少くすると言ふ点にあるが、此点から見れば第十八回總選舉（普選第三回）の結果と該選舉が比例代表法に依つて行はれたと假定したとき、兩者を比較して死票の増減に如何なる影響を興へるか、代表分布の公正は果して期せられたるかに就て研究して見たのが次に示すものである、この調査は單純強制名簿式に依り、ドループ式當選商數を以て各名簿に議席を配當し、殘餘議席の配當に付てはハーゲンバツハ・ビシヨフ式に依つて行ひ、選舉區は現行法の中選舉區と府縣を單位としたものと分類して調査作成した。その結果に就て見るに、現行制度の中選舉區に於ては比例代表法を實施しても死票は減少せず、却て増加を示して居る、即ち死票増加の府縣



数は二九で、減少の府縣は一六、差引一三縣の増加となり、投票數に於ては七三、九二四票の増加となり、有效投票總數に對する比率は〇、一の増加となる、當選者數の真より見るに、政友會二名、民政黨五名は孰れも増加となるに反し、少數黨たる社民黨一名、大衆黨二名、安達派二名、中立二名は夫々減少となる、多數黨に有利となり、少數黨は虐げらるゝ結果となる。

又府縣を單位としたる選舉區に於て比例代表を行ふとすれば中選舉區に於けるが如く端數として切捨てらるる剩餘投票は或程度迄はが利用せらるゝの結果、著しい死票の減少を見るに至る、表に於て示すが如く死票の増加の府縣は僅かに四であり減少の府縣は四十一に上り、差引三十と府縣の減少となる、數に於ては一〇六〇、一七九票、即ち二分の一程の減少となる、當選者數に於ては、政友會は八名減少し、民政黨は十四名増加し、社民黨一名減、大衆黨一名増加、安達派三名、中立四名孰れも減少となり、概して少數黨に不利なる事は同一である。

若し又無産黨が合同したる場合に至つては、無産黨の當選者數は東京府に於て二名、大阪二名、神奈川一名が夫々増加となる。

縣 葉 千				縣 馬 群			縣 玉 埼			縣 湯				
計	第一區	第二區	第三區	計	第一區	第二區	計	第一區	第二區	第三區	計	第一區	第二區	第三區
一一	四	三	四	九	四	五	一一	三	四	四	一五	三	五	四
一九〇、八一九	一〇一、一六一	八九、六五八	一七、三一九	二一三、八九一	一一一、〇六〇	九三、八三一	二五九、八三八	一八七、二二九	一〇一、九九六	八七、二二九	二〇〇、〇二七	一五、八四八	一一五、七三一	一五、八四八
三七、七七七	一七、三一九	二〇、四五八	一七、三一九	四三、六五六	二五、五八六	一八、〇七〇	四九、九三二	一五、六一八	二四、〇六三	一〇、二五一	三五、六八三	一九、三八五	一九、三八五	一七、〇
一九、八	一七、一	二三、九	一七、一	二〇、四	一九、四	一九、二	一九、二	二二、一	二二、五	一一、五	一七、八	一七、〇	一七、〇	一七、〇
八	三	三	三	六	三	三	八	二	三	三	一〇	二	三	三
一一、六三六	七、五九〇	一一、六三六	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇	七、五九〇
三、二六、四一	一、七、三一九	一、八八三	一、七、三一九	三、三六、六六	二、七、九九六	一、八、〇七〇	三、三六、五三五	一、五、六一八	二、〇、九〇七	一、五、六一八	四、三、七六八	一、二、九三〇	一、二、九三〇	一、二、九三〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第三回 政友會議員總選舉各府縣管長官當選者數及落選

Main data table with columns for regions (東, 京, 大, 府, 縣) and rows for various political parties (政友会, 民政党, 社会党, etc.) and election results (得票数, 得票率).

名簿式比 例代表法實施の場合 (其一)

Table showing proportional representation results for various parties (政友会, 民政党, 社会党, etc.) across different regions.

名簿式比 例代表法實施の場合 (其二)

Table showing proportional representation results for various parties (政友会, 民政党, 社会党, etc.) across different regions, continuing from the previous section.

Vertical scale on the left side of the page, ranging from 0 to 100.

縣 森 青			縣 手 岩			縣 島 福			縣 城 宮			縣	
計	第一區	第二區	計	第一區	第二區	計	第一區	第二區	計	第一區	第二區	計	第一區
六	三	三	七	四	三	一	三	五	八	三	五	一	三
一五〇、一三七	六七、二七六	八二、八六一	一六四、四五八	九六、五八八	六七、八七〇	二四九、〇九四	六四、四四二	一〇、〇七一	一八九、二〇〇	七五、〇八六	一一四、一一四	三一、一三二	六九四、二八
二六、四五八	一一、〇四〇	一五、四一八	二〇、五六七	九、八一二	一〇、七五五	五二、六五一	一三、一一八	二二、二一九	三七、一四六	二五、〇九六	一一、〇五〇	八五、三六八	二〇、〇二九
一七、六	一六、四	一八、六	一二、五	一〇、一	一五、九	二二、一	二三、五	二一、〇	一九、六	三三、四	一〇、五	二七、四	二八、八
四	二	二	六	三	三	八	二	四	六	二	四	七	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	五	一	七	一
二	一	一	一	一	一	三	一	一	二	一	一	六	一
二六四、五八	一一、〇四〇	一五、四一八	一〇、七五五	一〇、七五五	一〇、七五五	五二、六五一	一一、三二八	一一、三二九	三五、六五六	二四、五七四	一一、〇八二	四三、六三一	九、六六一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	九、八	九、八	九、八	一	一	一	一	一	一	一	一

Handwritten notes and a large grid table on the right page. The grid contains faint numbers and characters, possibly representing a continuation of the data or a different set of records. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.













第十八回衆議院議員總選舉

第三回普通選舉  
昭和七年二月二十日施行

選挙区別得票数

選挙区別得票数(比例代表法實施の場合)

選挙区	得票数	選挙区	得票数
新橋	1,555	新橋	1,555
宮城	1,510	宮城	1,510
青森	1,480	青森	1,480
岩手	1,450	岩手	1,450
秋田	1,420	秋田	1,420
山形	1,390	山形	1,390
福島	1,360	福島	1,360
茨城	1,330	茨城	1,330
栃木	1,300	栃木	1,300
群馬	1,270	群馬	1,270
山梨	1,240	山梨	1,240
長野	1,210	長野	1,210
岐阜	1,180	岐阜	1,180
愛知	1,150	愛知	1,150
三重	1,120	三重	1,120
滋賀	1,090	滋賀	1,090
京都	1,060	京都	1,060
大阪	1,030	大阪	1,030
兵庫	1,000	兵庫	1,000
奈良	970	奈良	970
和歌山	940	和歌山	940
徳島	910	徳島	910
香川	880	香川	880
高松	850	高松	850
愛媛	820	愛媛	820
高知	790	高知	790
福岡	760	福岡	760
山口	730	山口	730
徳島	700	徳島	700
香川	670	香川	670
高松	640	高松	640
愛媛	610	愛媛	610
高知	580	高知	580
福岡	550	福岡	550
山口	520	山口	520
徳島	490	徳島	490
香川	460	香川	460
高松	430	高松	430
愛媛	400	愛媛	400
高知	370	高知	370
福岡	340	福岡	340
山口	310	山口	310
徳島	280	徳島	280
香川	250	香川	250
高松	220	高松	220
愛媛	190	愛媛	190
高知	160	高知	160
福岡	130	福岡	130
山口	100	山口	100
徳島	70	徳島	70
香川	40	香川	40
高松	10	高松	10

選挙区	得票数	選挙区	得票数
新橋	1,555	新橋	1,555
宮城	1,510	宮城	1,510
青森	1,480	青森	1,480
岩手	1,450	岩手	1,450
秋田	1,420	秋田	1,420
山形	1,390	山形	1,390
福島	1,360	福島	1,360
茨城	1,330	茨城	1,330
栃木	1,300	栃木	1,300
群馬	1,270	群馬	1,270
山梨	1,240	山梨	1,240
長野	1,210	長野	1,210
岐阜	1,180	岐阜	1,180
愛知	1,150	愛知	1,150
三重	1,120	三重	1,120
滋賀	1,090	滋賀	1,090
京都	1,060	京都	1,060
大阪	1,030	大阪	1,030
兵庫	1,000	兵庫	1,000
奈良	970	奈良	970
和歌山	940	和歌山	940
徳島	910	徳島	910
香川	880	香川	880
高松	850	高松	850
愛媛	820	愛媛	820
高知	790	高知	790
福岡	760	福岡	760
山口	730	山口	730
徳島	700	徳島	700
香川	670	香川	670
高松	640	高松	640
愛媛	610	愛媛	610
高知	580	高知	580
福岡	550	福岡	550
山口	520	山口	520
徳島	490	徳島	490
香川	460	香川	460
高松	430	高松	430
愛媛	400	愛媛	400
高知	370	高知	370
福岡	340	福岡	340
山口	310	山口	310
徳島	280	徳島	280
香川	250	香川	250
高松	220	高松	220
愛媛	190	愛媛	190
高知	160	高知	160
福岡	130	福岡	130
山口	100	山口	100
徳島	70	徳島	70
香川	40	香川	40
高松	10	高松	10

選挙区別得票数(比例代表法實施の場合)

其二

第十八回衆議院議員總選舉

昭和七年二月二十日施行

現行選舉區ニテ名簿式比例代表法實施の場合

府縣ヲ一選舉區ニシテ名簿式比例代表法實施の場合

Main table with columns for prefectures (e.g., 北海道, 東北, 関東, 中部, 近畿, 四国, 九州) and rows for political parties (e.g., 政友會, 民政黨, 憲政黨, 無産黨). It contains numerical data for votes and percentages.

Summary table with columns for '全' (Total) and '縣' (Prefecture) for various regions, listing vote counts and percentages.







群馬県立図書館



0706377-9